平成２８年（フ）第１９２号
静岡県浜松市北区東三方町290番地　アルカディア102号
債務者　吉村　寿美
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
静岡県磐田市見付3662番地16　リヴェラーレ812
債務者　平野　一正
1　決定年月日時　平成28年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
北海道旭川市永山１条15丁目１番８号　山岡マンションｂ号室
債務者　山口　圭一
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１９号
北海道旭川市永山１条15丁目１番８号　山岡マンションｂ号室
債務者　山口　麻裕
1　決定年月日時　平成28年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第５２９号
東京都調布市八雲台２丁目８番地８マンション橋本105
破産者　平山　　豊
1　主文　当裁判所が平成28年６月８日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「東京都調布市国領町５丁目58番地６」とあるのを「東京都調布市八雲台２丁目８番地８マンション橋本105」と更正する。
2　決定年月日　平成28年６月21日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２６年（フ）第５１６号
千葉県船橋市宮本８丁目22番14号
破産者　大村　正樹
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８７号
千葉県船橋市高野台２丁目12番13号
破産者　株式会社カーライフエクセレント
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３５３０号
大阪市北区太融寺町５番15号
破産者　株式会社ジェイ・ツアーズ・グループ
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６５号
名古屋市緑区若田３丁目201番地ライオンズマンション左京山303号
破産者　株式会社ジェイ・シー
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４号
北海道根室市北浜町１丁目14番地
破産者　株式会社マルタツ
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第４号
千葉県いすみ市岬町和泉417番地
破産者　渡辺　徳明
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
北海道北見市ひかり野５丁目１番地の４
破産者　扶桑林業株式会社
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１９１２号
横浜市栄区上郷町155番地
破産者　株式会社大桂サービス
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１１号
最後の住所　岐阜市加納上本町４丁目26番地（大忠ビル７Ｃ号室）
破産者　被相続人亡河村誠相続財産
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１３０９号
埼玉県戸田市笹目６丁目13番地の８
破産者　浜野　康二
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
大阪府貝塚市澤788番地２第２森田マンション202号
破産者　吉村　一美
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
大阪府泉佐野市中庄987番地の２
破産者　山野　清美
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係